

---

# 非課税上場株式等 管理に関する約款

---

みずほ証券株式会社

# 非課税上場株式等管理に関する約款

## (約款の趣旨等)

第1条 この約款は、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が租税特別措置法第9条の8に規定する少額投資非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、みずほ証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、同条第5項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取り決めです。

- 2 お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「みずほ証券の証券総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び、租税特別措置法その他の法令によるものとします。

## (非課税口座開設届出書等の提出等)

第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。なお、当該書類を当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までにご提出いただけなかった場合、当該年には当該非課税の特例の適用を受けることができないことがあります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間で当社が定める日までにご提出いただくものとします。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座において非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受け入れが行われていたときは、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受け付けすることはできません。

当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領のうえ保管いたします。なお、「非課税適用確認書」はお客さまに交付いたしません。

- 2 「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」は、同一の勘定設定期間に異なる金融商品取引業者等に重複して提出することはできません。
- 3 氏名又は住所等の申し込み事項に変更があったときは、当社所定の手続きにより「非課税口座異動届出書」等を遅滞なく当社に届け出ていただきます。
- 4 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることを止める場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定す

- る「非課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。
- 5 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付いたします。
- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合  
非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき
  - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合  
非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき
- 6 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」をご提出いただくものとします。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることはできません。
- 7 当社は、当該変更届出書を受け付けたときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には、当該非課税管理勘定を廃止のうえ、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

#### **(非課税管理勘定の設定)**

- 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」に記載の勘定設定期間内においてのみ設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

#### **(非課税管理勘定における処理)**

- 第4条 上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。

#### **(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)**

- 第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当

該営業所に保管の委託がされるものに限ります。)のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間(以下、「受入期間」といいます。)内に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合には、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払い込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合には、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払い出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの
  - イ 受入期間内に当社への買い付けの委託(当該買い付けの委託の媒介、取り次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの
  - ロ 非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等
- ③ 前各号の上場株式等のうち、別に当社が定める上場株式

#### (取得対価の額の合計額が120万円を超える場合の取扱い)

第6条 お客さまが当社に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当社は当該注文等により取得する上場株式等の取得対価について、その全てを非課税口座以外の口座で取得したものとします。

- 2 第1項の規定は、第5条第1号に掲げる上場株式等においても同様とします。

#### (譲渡の方法)

第7条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等(以下、「非課税上場株式等」といいます。)の譲渡は、次の各号に定める方法のいずれかにより行うものとします。

- ① 当社への売委託による方法
- ② 当社に対して譲渡する方法
- ③ 上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法
- ④ 前各号のほか、関係法令に定める方法

#### (非課税口座取引である旨の明示)

第8条 お客さまが受入期間内に、当社への買い付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場

株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受け入れである旨の明示を行っていただきます。

なお、お客さまから特にお申し出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とします（特定口座による取引は、お客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。）。

- 2 お客さまが非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨を必ず明示していただきます。

なお、お客さまから、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもものから譲渡することとします。

### **(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)**

第9条 お客さまが非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）及び上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

### **(非課税上場株式等の払い出し)**

第10条 非課税上場株式等については、第12条第2項第2号に規定する移管による払い出しを除き、原則として非課税口座から払い出しを行う場合は、あらかじめ当社に「非課税口座内保管上場株式等の払い出し申出書」をご提出いただくものとします。

- 2 お客さまが死亡された場合には、死亡された日に「非課税口座内保管上場株式等の払い出し申出書」の提出があったものとみなし非課税上場株式等を非課税口座から払い出し、一般口座へ移管します。

### **(非課税上場株式等の払い出しに関する通知)**

第11条 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払い出し（振り替えによるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管により払い出されたものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客さまに対し、当該払い出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払い出し時の金額及び数、その払い出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

ただし、非課税上場株式等が特定口座に払い出される場合は、当該払い出しに係る通知を省略することができるものとします。

### **(非課税管理勘定終了時の取り扱い)**

第12条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。ただし、第2条第7項により廃止した非

課税管理勘定を除きます。

- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取り扱うものとします。なお、非課税管理勘定が終了する1ヶ月前までに当社所定の方法によりお申し出がない場合には第2号によるものとします。

- ① 第5条第1号口に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（ただし、移管に係る払い出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限ります。）
- ② 非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座（他の株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。）への移管（特定口座への移管は、非課税管理勘定が終了する1ヶ月前までに別途お手続きが必要となります。）

#### **（他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等）**

第13条 当社は、第5条第1号口又は第12条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号の定めるところにより行います。

#### **（非課税口座に係る事務）**

第14条 非課税口座に関する事項の細目については関係法令及びこの約款の規定に基づき当社が定めるものとします。

#### **（非課税口座の廃止）**

第15条 非課税口座に係る契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日に解約され、かつ、当該解約に伴いお客さまの非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合、当該提出日
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「非課税口座出国届出書」の提出があった場合、当該「非課税口座出国届出書」に記載する出国日
- ③ お客さまが出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合、租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合、当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき
- ⑥ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

#### **（合意管轄）**

第16条 お客さまと当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の本店又は支店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **（約款の変更）**

第17条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さ

まの従来の権利を制限するものもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合に所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

## 付 則

この改訂は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

以上

# Mizuho Securities